

横 山城守

越前屋 宗壽

同 孫兵衛殿

平野屋半介殿

寶圓寺下祠堂米兩年之未進不相調由、如此預御狀候。此以前も度々申遣候處に、至于今無沙汰之由、如何之子細候哉。自餘之借物に相替候間、急度被相濟候而尤候。此上由斷候はゞ、御寺より理催促可遣候條、可得其意候。謹言。

五月十六日

山城守 長判

安房守 政判

越前屋 宗壽

同 孫兵衛殿

平野屋半介殿

寶圓寺祠堂米之儀に付而、三人方より指上候趣、中納言様相立御耳、此儀御存知可被成儀に而無之候間、何茂於手前取立、來年より前波加右衛門方へ可相渡由、被仰出候之條、可得其意候。謹言。

辰十二月廿三日

安房守政重判

山城守長知判

越前屋喜右衛殿

同 孫兵衛殿

平野屋半介殿

按するに、右辰十二月は寛永五年戊辰の書簡ならんか。前顯元和四年七月の奉書にて考ふるに、寶圓寺に下祠堂を造立して、討死の諸士四十名の位牌を安置し、寺僧をして回向方を命ぜられしは、元和二年に諸士の戦功を穿鑿して恩賞を賜はりし時の事なるを、三壺記に寛永の再穿鑿の條に其の事を記載せしゆゑに、後の諸記録に、寛永七年或は八年に下祠堂を立てられたるよし載せたるものなる事いぢるし。又常山紀談に、前田利常大坂の軍に功有つて加賀に歸り、討死したる士の爲にとて報恩寺と云ふ一字を建立し、戦死の人の追福にせられ、自ら彼の寺に詣でし時、討死の士の親族を共に連れられけり。みづから香を燒き、涙に沈んで深く悲まれしを、見る人聞く人、此の殿の爲に死なん事、露塵ばかりも惜しからじとて、一同に哭し泣きける。といへり。今按するに、此の紀談は備前岡山の藩士湯

淺元禎の著述にて、湯淺氏は博識なりといへども、右一條は傳聞の誤なりしと聞ゆ。又右下祠堂米は、家柄町人越前屋孫兵衛・平野屋半助・越前屋次郎兵衛三人へ裁許命ぜられ、右米高を藩士中願ひの人々へ四割宛の利足にて貸付け、三割は寶圓寺へ下祠堂の茶湯料とし、一割は裁許三人へ賜はりたり。是祠堂金裁許の起原にて、之を寶圓寺祠堂米或は寶圓寺下祠堂米と呼べり。然るに後には祠堂銀裁許とて、金澤町人の内より數名主付代々勤之たり。此は舊藩中寺社奉行の附屬にて、寶圓寺のみならず、加能越三州中の寺院及び社家より金銀を出し、貸付方をば裁許し來るといへども、廢藩後は協成社と號し、更に結社して祠堂金の永續を取りはからひけるが、明治十七年以來苦情を醸し、遂に瓦解しけり。按するに、祠堂金などいへる名目は、利家卿の時より起りけん。日用三昧記に、天文五年十月廿三日晴

長・晴秀連判書狀御下知に云ふ。鹿苑院雜掌申大心院與相論借錢事、號祠堂錢。去年被申子細之條被遂糺明。云々又去年被遂糺明淵底處、至大心院者、不載祠堂帳上。云々。と見たれば、寶圓寺の下祠堂といふ名目も、元和の頃外

寺院に祠堂の名稱あるを以て名付けられしと聞ゆ。或は云ふ。祠は社、堂は寺院のよしなりといへり。

○寶圓寺舊領地

寛永二年由來書に云ふ。當寺二代象山和尚之時、慶長四年二月河北郡月影村にて百五十四俵二斗五升從利家卿御寄附、御自筆御印有之候。四代量山和尚之時、慶長十八年二月十日石川郡野田村之内百二拾五石從利光卿御寄附。同十九年五月廿日瑞龍公逝去、御引導御燒香相勤。元和元年訴利光卿。能州總持寺爲名代、知行四百石致頂戴。同年五月七日大坂落城之砌、利光卿承權現公之上意、以寶圓寺爲總持寺之後見職、法度條目御定有之。とあり。按するに、總持寺爲名代知行四百石頂戴云々。といふ事は、左の書簡にて知られけり。

能州惣持寺領分之儀付而、御書中并星野五兵衛斷之通承候ケ様之儀拙子一人にて聞届指圖難成候。寄合所に可被仰通候。委曲忠兵衛へ申聞候條令省略候。恐惶謹言。

三月廿日

寶圓寺御報

津田玄蕃判